

SIGについて

R1.5.19

SIG=Special Interest Group(会員数 20 名以上の専門職集団) 生涯教育手帳参照。

現在、登録されている団体は OT 協会ホームページの「SIG 等認定一覧」参照。(ホーム→会員向け情報→各部・委員会活動→生涯教育部→SIG 等認定一覧)

SIG ポイント

基礎研修ポイントのひとつ。手帳の「2.日本作業療法士協会,各都道府県作業療法士会主催・共催以外の学会,研修会等」参照。

90 分以上～1 日：1 ポイント、2 日以上：2 ポイント、発表：1 ポイントなど。SIG 登録された団体主催の研修会に参加し、所属士会 or 協会に申請すると SIG ポイントが発行される。

ポイント申請（鳥取県士会員に限る 他士会員は所属士会 or 協会に申請）

時期：総会、現職者共通研修会、県学会、テーマ別勉強会など教育部員がいるとき(郵送の場合は随時受け付け)

方法：鳥取県作業療法士会ホームページ(部局・委員会からの周知事項→教育部)から「基礎研修ポイント申請書」をダウンロード・印刷・記入し、領収書等の参加証明書・生涯教育受講記録を添えて教育部員に申請。

(郵送の場合は協会または県士会教育部に切手を貼った返信用封筒を同封する)

基礎研修ポイントの手帳への記録方法

①年月日：研修会の受講日(例：2010 年 10 月 23・24 日)

②受講テーマ：SIG 等の学会・研修会の場合⇒主催団体及び学会・研修会名称を明記

【例】〇〇研究会主催 第〇回〇〇研究大会)

※2 ポイント以上の場合、最初の欄に記録し、その後の欄には「//」と記載する。

S I G 団体登録 認定の手続き

協会による S I G 認定基準(生涯教育手帳 8 頁)

① 会員数が 20 名以上 ② 専門職集団であること ③ 会則があること ④ 活動が継続されていること

当士会で S I G 等の認定申請を行う手順(教育部長が OT 協会に申請)

会員が教育部長に認定申請依頼を申請する。(次ページ「他団体 SIG 等の認定申請依頼書」使用)

会員からの申請要件：会の名称(申請団体・研修名)、代表者(責任者)名、種別(学会・研究会・SIG・養成校関連研修・その他)、活動(講義)内容、開催日時・頻度、参加人数・会員構成、会則

鳥取県作業療法士会 教育部長 北山朋宏 E-mail: kitayama@kohoen.jp

錦海リハビリテーション病院 TEL:0859-34-2300 FAX:0859-34-2303

年 月 日

鳥取県作業療法士会 教育部長 殿

他団体 SIG 等の認定申請依頼書

生涯教育制度基礎ポイント対象の団体・研修として下記を一般社団法人日本作業療法士協会へ申請を依頼いたします。（会則は別紙で提出）

依頼者（鳥取県作業療法士会会員）：施設名〇〇 氏名〇〇

会の名称（申請団体・研修名）：

代表者（責任者）名：

種別（いずれか一つ ※参照）： 1. 学会・研究会 2. SIG 3. 養成校関連研修 4. その他
活動（講義）内容：

開催日時・頻度：

参加人数・会員構成：

※一般社団法人日本作業療法士協会生涯教育制度基礎ポイントの対象について

1.学会・研究会 1) 原則として日本学術会議の要件を満たす学会・研究会※1 2) 都道府県、ブロック水準の学会・研究会
3) 作業療法士が参加・発表する関連学会および研究会

2.SIG 1) 上記 1.以外の作業療法関連 SIG 2) 会員数が 20 人以上の専門職集団※2 3) 会則がある 4) 継続的な学術活動がなされている

3.養成校臨床実習指導者会議における研修会等 1) 養成校が開催する研修会、臨床実習指導者会議における研修会等

4.その他 1) 上記 1～3 に含まれないもの

※1 日本学術会議が協力学術団体とする要件は、①学術研究の向上発達を図ることを主たる目的としかつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること、②研究者の自主的な集まりで、研究者の自身運営によるものであること、③「学術研究団体」の場合は、その構成員（個人会員）の数が 100 人以上であること

※2 団体に所属する作業療法士人員数ではありません。